

〔研究ノート〕

詐害事業譲渡・商号統用法理にかかる 裁判例の動向 ——「濫用的会社分割」補遺——

原 弘 明

はじめに

いわゆる濫用的（詐害的）会社分割問題については、最決平成29年12月19日民集71巻10号2592頁¹⁾の非採算部門を分離する手法による債務承継が信義則により認められなかった事案以降、目立った動きはない。新設分割が詐害行為取消しの対象となる旨判示した最判平成24年10月12日民集66巻10号3311頁²⁾で採算部門を分離し残存債権者を生じさせる濫用的（詐害的）な手法に歯止めが掛けられた上、平成26年会社法改正でいわゆる直接請求権にかかる規定（会社法759条4項・764条4項など）が設けられたことによるものと思われる³⁾。下級審についても、東京地判平成29年10月27日判時2400号83頁が、吸収分割の詐害性を否定するとともに、法人格否認の法理の適用も否定している程度である。

本稿のもともとのモチベーションとしては、上記直接請求権にかかる裁判例が公刊・データベース収録されている場合には、その傾向を分析することにあった。しかし、主要な法律系データベース（LEX/DB・LLI判例秘書・D-ILAW.COM・WestlawJapan）のいずれにおいても、759条・764条が参照条文として表示される裁判例は、（若干の租税関係のものを除いて）最決平成29年がその最後であった。

- 1) 調査官解説として、松本展幸・最判解民平成29年度820頁。本稿筆者による評釈類として、原弘明・関法69巻4号131頁、同・会社法判例百選〔第4版〕184頁。
- 2) 調査官解説として、谷村武則・最判解民平成24年度654頁。本稿筆者による評釈類として、原弘明・商事2087号48頁。
- 3) 改正の経緯として、坂本三郎編著『一問一答平成26年改正会社法〔第2版〕』（商事法務、2015年）344～345頁、同編著『立案担当者による平成26年改正会社法の解説』（商事法務、2015年）207～211頁参照。

	判決年月日	出典	結論	備考
①	東京地判平成29年11月27日	2017WLJPCA11278003	本訴認容・反訴一部認容	主位的請求認容のため審理されず
②	東京地判平成29年12月6日	2017WLJPCA12068004	棄却	事業譲渡該当性否定
③	東京高判平成30年6月27日	2018WLJPCA06276009	控訴棄却	詐害の事業譲渡該当性否定
④	東京地判平成31年4月17日	2019WLJPCA04178011	棄却	事業譲渡該当性否定
⑤	東京地判令和元年12月24日	2019WLJPCA12248037	一部認容	事業譲渡該当性否定
⑥	東京地判令和元年12月25日	2019WLJPCA12258026	一部認容	法人格濫用（選択的主張）肯定

他方、平成26年改正において、直接請求権にかかる条文が設けられたのは会社分割だけではない。いわゆる詐害事業譲渡にかかる会社法23条の2・商法18条の2である。当該条文が規定されたことによる商号統用規定（会社法22条・商法17条）の意義についての議論もあるところであるが、試みに会社法23条の2を参照条文として裁判例検索をかけたところ、上記の裁判例に接することとなった（③は②の控訴審）。

上述の通り、これらの判決ではいずれも会社法23条の2・商法18条の2該当性が直接的に検討されていない。そのため、直接請求権の要件（例えば害意の内容）についての解釈上のインプリケーションを得ることは困難といえる。

他方で、これらの事例に目立って多いのが、事業譲渡該当性を否定したものである（②・③・④・⑤）。また、肯定例においては、立証上のハードルが高いとされる法人格否認の法理が肯定されたり（⑥）、会社法22条の類推適用が肯定されていたりする（①）。そのため、（事案が少ないため断定は困難であるが）詐害事業譲渡にかかる裁判例においては、事業譲渡該当性が主たる争点となるようなビジネスの承継がトラブルとなっていることが推測される。

本稿では試みに、これら会社法23条の2・商法18条の2が（予備的・選択的にであれ）主張された各事案を検討することで、既発表の拙稿⁴⁾以降の濫用的（詐害的）会社分割に関連する判例法理の動向を補うこととしたい。また、あわせて商号統用法理（会社法22条・商法17条）のうち濫用的（詐害的）事案と思しきものについても、あわせて若干の概観を試みることにしたい。

4) 原弘明「濫用的会社分割」石山卓磨監修『検証判例会社法』（財經詳報社、2017年）515頁。

1 詐害事業譲渡にかかる裁判例

1-1 裁判例の概観

① 東京地判平成29年11月27日2017WLJPCA11278003（本訴認容・反訴一部認容）⁵⁾

原告Xが、4000万円の貸付金のうち一部を被告Y1社（リサーチネット）が返済しないとし、残元金のうち300万円と遅延損害金を、Y2社（リサーチネットジャパン）が事実上の事業譲渡を受け、Y1の商号を続用していると主張し、主位的に会社法22条1項の類推適用、予備的に会社法23条の2第1項の類推適用により、Y2社にY1社の債務の連帯支払を求めた事案である⁶⁾。Y1社は多額の負債を抱え、営業損失も生じていた。

裁判所はY1社がY2社に事実上の事業譲渡を行ったと認定し、Y2社がY1社の商号の主たる構成部分である「リサーチネット」を引き続き使用したことは、商号を続用した場合に当たるとし、会社法22条1項の類推適用を肯定した。そのため、予備的請求であった会社法23条の2については判断されていない。

② 東京地判平成29年12月6日2017WLJPCA12068004（棄却）・③ 東京高判平成30年6月27日2018WLJPCA06276009（控訴棄却）

原告Xは、A株式会社に対して業務委託料債権を有していたが、A社は被告Y社がA社の発行済株式の全てについて譲渡を受けた後、破産手続開始の申立てを行い、破産手続開始決定を受けた。そのため、XはA社からの債権者回収が不能となったため、Y社がA社のほぼ唯一の資産であるIT技術者派遣事業を譲り受けた事業譲渡に該当するとし、会社法23条の2第1項または法人格否認の法理、Y社と同代表者との債権侵害の不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

第一審裁判所はA社が破産手続開始に至る過程で順次その従業員がY社に再雇用され、A社の取引先の全てがY社との取引を行ったわけではないことなどから、事業譲渡該当性を否定した。

控訴審は従業員再就職の過程等について補充認定を行い、組織化・有機的一体性がないことをより強調した上で、「Xは、本件事業譲渡〔筆者注：第一審判決冒頭でXの主

5) 評釈として、小菅成一・金判1608号2頁。

6) 反訴はY1代表取締役従業員のXによる雇用についての会社法356条1項3号・350条に基づく事案である。

張として当該呼称が用いられており、裁判所は事業譲渡該当性を否定している]のような詐害的事業譲渡については、その濫用が深刻な社会問題となる等、倒産法制をないがしろにする極めて非難可能性の高い行為であるとの社会的評価を受けている旨主張するが、そもそも本件事業譲渡は詐害的事業譲渡に該当するものとはいえず、Xのこの点に関する主張は、採用することができない。」と追加説示した。

④ 東京地判平成31年4月17日2019WLJPCA04178011 (棄却)

原告X社が、A社に金型製作を発注し、必要なモールドベース1台を購入して売り渡したところ残代金が支払われていないため、Y社がA社から事業譲渡を受け、債務を承継したとして、売買代金残代金等の債務不履行責任を追及するとともに、選択的に会社法23条の2第1項に基づく履行請求を行った事案である。

裁判所は、A社が経営難から清算を決意し、Y社がA社工場を本社所在地としているなどの状況を認定しつつも、Y社がA社の動産を古物商を介して購入し、リース物件もリース契約を締結し直し、従業員とも新規に雇用契約を締結していることなどから、「Y社においてA社の事業をA社の債務を含めて有機的に一体なものとして承継しようとしていたとは考え難く、A社に帰属する個別の権利又は義務について、契約を新たに締結する方法により、権利を取得し、義務を負担したにすぎないと認められる(なお、仮に事業承継であると評価するとしても、上記で述べたところを踏まえると、Y社において、A社の債務を承継することについては、明確にこれを排斥する意思を示していたことが明らかである。)」と判示して、事業譲渡該当性を否定した。

⑤ 東京地判令和元年12月24日2019WLJPCA12248037 (一部認容)

A銀行が有限会社Y1に手形貸付の方法で3000万円を貸付け、Y1社の代表取締役Y2・取締役Y3が同債務を連帯保証したが、貸金の一部を返済しないと、A銀行から債権譲渡を受けた債権回収会社X社が、貸金返還請求・保証債務履行請求を行うとともに、Y1社が差押えを免れるためにその事業を株式会社Y4に譲渡したとして、会社法23条の2第1項・会社法22条1項類推適用・法人格否認の法理に基づき、残元本相当額と遅延損害金の支払を求めた事案である。

裁判所は、Y1社が事実上倒産状態にあった後、Y2が同種の個人事業を数年後に行っていた事実を認定した後、その間数年間の営業をしていない期間があり、Y1社の資産がY2の個人事業に引き継がれたということはなく、単に商品を製造するというと

詐害事業譲渡・商号続用法理にかかる裁判例の動向

ころのみ一致していた等評価して、Y1社からY2の個人事業に事業の譲渡があったと認めることはできないとした。その結果、会社法23条の2第1項・同22条1項類推適用のいずれも認められず、法人格否認の法理も否定された。他方、Y1社・Y2はY1社のA銀行に対する責任は消滅したと主張したが、「会社法22条3項及び23条の2第3項が適用されるためには、Y1社とY2との間に事業の譲渡がなければならぬところ、これが認められないことは前記……で認定したとおりであり、商法17条3項及び18条の2第2項が適用されるためには、Y1社とY2との間に営業の譲渡がなければならぬところ、事業の譲渡よりも要件が厳格な営業の譲渡を認めることはできない」として、XのY1社・Y2・Y3に対する請求が認容された。

⑥ 東京地判令和元年12月25日2019WLJPCA12258026（一部認容）

雑誌社である株式会社Aとの間で印刷請負契約を締結し、印刷・製本を行っていた株式会社Xが、A社がXを害することを知りながら当該事業を株式会社Y3に譲渡した、または、Y3社の設立は会社制度の濫用であると主張して、Y3社に対し、会社法23条の2第1項または法人格否認の法理（選択的主張）に基づき請負代金・遅延損害金の支払を請求し、本件事業譲渡（後述）の時点でA社取締役だったY1・Y2の第三者に対する責任（会社法429条1項）、Y2に対し予備的に不法行為責任（民法709条）に基づき同額および弁護士費用・遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。本件ではA社・Y3社間での営業譲渡契約〔原文ママ〕が締結されており（本件事業譲渡）、その譲渡価額は1円とされていた。

裁判所は、Y3社の商号がA社の当時の商号をアルファベット表記にしたものであり、設立時の本店所在地がA社のそれと同一であり、その代表取締役にはA社の取締役であったY1が就任したこと、Y3社が本件事業譲渡後免責の登記をしたこと、雑誌編集は以前と変わらない態勢であったことなどを認定し、A社によるY3社設立は法人格の濫用に該当するとして、XのY3社に対する請求を認容した。

1-2 裁判例についてのコメント

- (1) 事業譲渡該当性を否定した事案のうち、②・③および④事件は、会社が経営上の危機にある場合の事業承継手法として、個別の権利義務の承継が行われた結果、有機的一体をなす財産の譲渡という事業譲渡の要件が満たされないと判断されたものである。控訴審はXの主張に応じて、当該事案は詐害の事業譲渡には該当しない旨明記してい

るが、特に会社が倒産危機にある状態において、意図的に承継対象となる権利義務を選別すれば事業譲渡の要件を欠くから23条の2（または18条の2）の適用を回避できるというのであれば問題であろう。平成26年改正では濫用的（許害的）会社分割と同様の直接請求権を事業譲渡についても整備したのに、事業譲渡（・営業譲渡）の解釈が厳格であるために、結果として事業譲渡（・営業譲渡）の抜け穴の方が広いという状態が生まれぬか懸念される。もとより、事業譲渡契約がないにもかかわらず法的に事業譲渡が存在すると証拠から認定することは容易ではないが、許害的な事象は抑止すべきである。また、事業譲渡の効果は個別承継なのであるから、契約を締結しないままに崩し的に事業譲渡（類似）行為を行うことは適切とは思えない。なお、⑤はY1社とY2との間の事業譲渡があったと認定するにはハードルが高い事案のように思われ、判旨を支持してよいように思われる。

- (2) 他方、23条の2の責任が肯定された事案ではないが、①では22条1項類推適用が認められており、⑥事件では法人格の濫用が認められている。原告が選択的な法律上の主張をしている以上、裁判所は請求認容判断をする際にはその先後を自由に選択できるため、従前から判断の積重ねがある商号統用（類推）・法人格濫用が選択されたのであろうか。

(1)で述べたような23条の2該当性に関する制約的な解釈が持続するのであれば、むしろこちらのアプローチに関する裁判例のみが積み上がることになり、会社法23条の2・商法18条の2に関する解釈は深化しないことも予想される。

- (3) 本稿筆者は、以前の論文において、会社法23条の2・商法18条の2の新設によって商号統用規定への直接の影響が生じることは考えにくい、特に最判平成16年2月20日民集58巻2号367頁⁷⁾・最判平成20年6月10日集民228号195頁のいう「特段の事情」論が不明確でもあることから、請求する側としては他の法律構成をあわせて主張する方向性を示唆していた。そのことと、今回の請求認容例において、会社法23条の2があわせて主張されていたことは整合する。他方、裁判所はその法律構成を支持しやしい場合はそちらを採用するだろうから、今後「特段の事情」論が精緻化することは期待しにくいとも述べた⁸⁾。この点については、依然として「特段の事情」論の内実ははっきりしないものの、商号統用法理は商標を中心に、より適用範囲を拡大してきているようにも見える。このことについては、別途検討の機会を持てればと考えている。

7) 調査官解説として、志田原信三・最判解民平成16年度135頁。

8) 以上につき、原・前掲注(3)530～531頁。

2 濫用的（詐害的）と思しき商号統用法理適用事案

2-1 裁判例

次に、商号統用法理が適用ないし類推適用された事案についても、概観しておく。どこからのものを選択するかという基準時の問題が生じるが、さし当たり前掲最判平成20年6月10日以降に下された下級審裁判例を対象とした。また、濫用（詐害）の徴憑としては、裁判例における裁判所の判断の中で、その旨の認定が見られるものを基準とした。そのため、商号（や商標）の統用のみをもって請求を認容した事案は、この中には含まれていない。見落としもあるかもしれないが、ご海容願いたい。

No.	判決年月日	出典	結論	備考
1	東京地判平成20年8月1日	2008WLJPCA08018002	棄却	控訴
2	東京高判平成20年11月6日	2008WLJPCA11066004	原判決取消し・棄却請求認容	
3	東京地判平成21年10月30日	2009WLJPCA10308011	一部認容	
4	東京地判平成22年2月24日	2010WLJPCA02248002	棄却	
5	東京地判平成22年10月26日	2010WLJPCA10268014	認容	
6	東京地判平成22年12月22日	2010WLJPCA12228026	原判決取消し・棄却	
7	東京地判平成23年3月25日	2011WLJPCA03258019	一部認容	
8	東京地判平成23年4月27日	2011WLJPCA04278005	認容	
9	大阪高判平成23年6月9日	2011WLJPCA06098012	控訴棄却、予備的追加請求棄却	
10	東京地判平成23年7月25日	2011WLJPCA07258002	一部認容	
11	東京地判平成23年11月11日	2011WLJPCA11118007	棄却	
12	東京地判平成24年4月16日	2012WLJPCA04168011	認容	
13	東京地判平成25年5月27日	2013WLJPCA05278014	一部認容	
14	東京地判平成25年9月26日	2013WLJPCA09268030	認容	
15	東京地判平成26年2月10日	2014WLJPCA02108009	一部認容	
16	横浜地判平成26年8月27日	労判1114号143頁	一部却下、一部認容	控訴
17	東京地判平成26年9月26日	2014WLJPCA09268003	棄却	
18	東京地判平成27年6月30日	2015WLJPCA06308017	棄却	
19	東京地判平成28年3月3日	2016WLJPCA03038017	一部認容	
20	東京地判平成28年11月15日	2016WLJPCA11158006	認容	
21	東京地判平成29年5月17日	2017WLJPCA05178013	認容	

関法 第73巻 第2号

22	東京地判平成29年6月28日	2017WLJPCA06288006	棄却	
23	東京地判平成29年9月7日	2017WLJPCA09078027	認容	
24	東京地判平成29年10月27日	判時2400号83頁	一部認容	控訴
25	東京地判平成29年11月27日	2017WLJPCA11278003	本訴認容・反訴一部認容	
26	東京高判平成30年6月14日	2018WLJPCA06146009	控訴棄却	
27	東京地判平成30年7月10日	2018WLJPCA07108010	棄却	
28	東京地判平成30年8月28日	2018WLJPCA08288004	棄却	
29	東京地判平成30年8月31日	2018WLJPCA08318009	認容	
30	東京地判平成30年9月19日	2018WLJPCA09198004	一部認容	
31	東京地判平成31年2月27日	2019WLJPCA02278029	棄却	
32	東京地判令和2年6月25日	2020WLJPCA06258013	棄却	

2-2 裁判例についてのコメント

- (1) 裁判例の件数が多いため、1とは異なって個別の事案の紹介は省略し、複数の裁判例に共通する傾向とともに若干のコメントを述べる。まず、平成20年最判以降も、ゴルフ場の預託金返還請求権にかかる事案が多い(1・2・3・4・6・7・8・13・14・15・21・27・30)。認容例も多いが、若干の棄却例も見られる(1[ただし2で取消し]・4・6・27)。認容例においては、営業の包括的賃貸借契約に事業譲渡の規定の類推を認めたもの(3・14)がある一方、営業の賃貸借に過ぎず実質的に営業譲渡ではない旨判示したもの(7)もあり、境界線の引き方は難しい。「特段の事情」論の参考になりそうなのは、譲渡会社に退会の意思表示をした時点で優先的利用権が消滅したとするもの(5)がある程度で、依然として優先的利用権の消滅以外の「特段の事情」論の進展は見られない。
- (2) ゴルフ場の預託金返還請求権以外の事案では、法人格否認の法理をあわせて主張しているものが多く見られ(5・11・12・18・19・20・22・23・24・28・29。信義則違反・権利濫用とするものとして13)、法人格否認の法理による請求認容例も少なくない(5[商号続用も一部認容]・13・16・20・23・29)。一見すると法人格否認の法理の方が立証のハードルが高いように思えるが、許害性の強い事案であったり、法人格が同一であることを認定しやすい証拠が多く集まっている事案が多いようである。他方、法人格否認を否定しているもので商号続用を肯定するものは、上記一覧の中では見当たらなかった。この点では、商号続用法理の中に許害性の判断が入り込んでいる

詐害事業譲渡・商号続用法理にかかる裁判例の動向

と評価できるかもしれない。

- (3) 詐害行為取消権との関連も見られる。一部事案において事業譲渡契約の詐害行為取消しが主張されている（10・18・32）。ただしいずれにおいても詐害性が否定されるか（10・18）、詐害行為該当性について善意であった（32）と評価されている。これらの事案において会社法23条の2の適用が主張されなかった理由は不明である。

おわりに

濫用的（詐害的）会社分割・詐害事業譲渡は法の間隙を突いたよくない事象であったため、詐害事業譲渡に関する裁判例が比較的少数にとどまっていることは、本稿筆者にとってもむしろ望ましいことと考えている。他方で、詐害事業譲渡に関する裁判例を見ると、当該規定が本来期待されたようにワークしていない印象を持たざるを得ず、依然として商号続用法理や法人格否認の法理に外部化される傾向が続いている印象を抱く。

特に商号続用法理の運用については、そもそも制度趣旨からして不明確なところが多く、詐害事業譲渡規定の整備により、その役割は一定程度移行することが望ましいように思われる⁹⁾。本小稿が、そのような議論の嚆矢となることを期待したい。

* 本稿は、科研費基盤(C)課題番号21K01234による成果の一部である。

9) 得津晶「会社法22条1項類推適用は詐害譲渡法理か? : 会社分割の場合」NBL 888号4頁、後藤元「商法総則：商号・営業譲渡・商業使用人を中心に」NBL935号23頁参照。会社法23条の2と同22条との適用関係については、岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻——平成26年改正』（商事法務、2019年）27～30頁〔紳作裕之〕参照。